

給水装置工事申込マニュアル

令和7年4月

須賀川市上下水道部水道施設課

○給水装置工事申込マニュアル目次

I 総則

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -1-
- 2 給水装置の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -1-
- 3 給水装置工事の種類と定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -1-

II 給水装置工事

- 1 申込から工事までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -2-
- 2 申込書類の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -3-

III 申込書類作成上の注意点

- 1 共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -4-
- 2 直結直圧式ー新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -6-
- 3 直結直圧式ー改造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -7-
- 4 直結直圧式ー撤去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -7-
- 5 直結直圧式ー臨時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -8-
- 6 水道直結式スプリンクラー設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -8-
- 7 受水槽式・・ -9-

IV 連合給水管

- 1 定義・・ -9-
- 2 書類の作成・・ -10-
- 3 書類作成上の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -11-

V 検査

- 1 検査の申込・・ -11-
- 2 中間検査・・ -12-
- 3 竣工検査・・ -12-

VI 占用工事

- 1 着工から完成までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -13-
- 2 書類作成上の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -15-

VII 参考資料

- 図1 給水装置工事の手続きフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -16-
- 図2 給水装置工事申込必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -17-

○関係様式一覧

須賀川市水道事業給水条例施行規則

(第1号様式) 連合給水装置総代人届 (変更)	-18-
(第2号様式) 給水装置工事申込書	-20-
(第3号様式) 給水装置工事設計変更届	-21-
(第4号様式) 給水装置工事申込み取消届	-22-
(第5号様式) 給水条例第20条に基づく用途変更届	-23-
(第6号様式) 給水装置所有権変更届	-24-
(第7号様式) 給水装置 (水質) 検査請求書	-25-

須賀川市指定給水装置工事事業者規程

1 給水装置工事検査申請書	-26-
-------------------------	------

その他の様式

1 給水装置工事申込書審査カード	-27-
2 工事費明細書	-28-
3 給水装置工事水理計算省略願い	-29-
4 連合給水装置権利関係変更届	-30-
5 連合給水台帳	-32-
6 給水台帳閲覧等申請書	-34-
7 給水装置工事確認書	-35-

確約書 (作成例)

1 井戸水確約書	-36-
2 既設管使用確約書	-37-
3 水圧不足確約書	-38-
4 断水確約書	-39-

承諾書 (作成例)

1 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書	-40-
2 土地使用承諾書	-41-

(参考資料)

1 3階直結給水施行基準	-42-
2 連合給水管寄附採納基準	-44-
3 配水管及び給水管布設工事完成図に係るオフセット図作成基準	-45-
4 道路占用工事の本復旧について	-50-

I 総則

1 目的

このマニュアルは、須賀川市指定給水装置工事事業者（以下、指定業者という。）の手引きとして、円滑な申込み手続きがなされるよう、水道法、同法施行令、同法施行規則、給水装置の構造及び材質基準に関する省令、須賀川市水道事業給水条例、同施行規則、同市指定給水装置工事事業者規程及び同市水道事業加入金取扱規程等に基づき、給水装置工事の一連の事務手続きに係る必要な事項を定めることを目的とします。

2 給水装置の定義

給水装置とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具です。

3 給水装置工事の種類と定義

(1) 新設

新たに給水装置を設置する工事

<工事例>

- ①住宅を新築する場合、既存住宅（井戸）を上水道に切替える場合
- ②宅地分譲等の開発工事で、舗装前に先行して分水し、給水装置を設置する場合

(2) 改造

給水装置の管種、口径、位置、水栓数等を変更することを目的として施行する工事

<工事例>

- ①既に給水されている既存住宅を解体し建替える場合
- ②既に給水されている既存住宅を改築し、2世帯住宅にする場合

(3) 撤去

給水装置を撤去する工事

<工事例>

- ①不要となった給水管を撤去（分水栓閉止、分岐撤去）する場合

(4) 臨時

工事現場及び建築現場※等、臨時並びに短期間使用するもので、加入金を伴わない工事
※建築現場については、新設で申込みした場合は、中間検査時にメーターを出庫する。

<工事例>

- ①工事現場等の仮設事務所に給水する場合
 - ②給水管引込済みの宅地で建築現場に給水する場合※
- ※分水工事を伴う場合は、臨時ではなく新設とする。

Ⅱ 給水装置工事

1 申込から工事までの流れ

(1) 給水装置工事の申込

給水装置工事は、あらかじめ市の承認を受けなければなりません（須賀川市水道事業給水条例第9条第1項）。承認を受けずに給水装置工事を施工した場合、施工した指定業者には、指定の取消し及び指定の停止の処分が下される場合があります（須賀川市指定給水装置工事事業者規程第8条及び第9条）。

このため、指定業者は、市に当該工事に関する必要な書類を揃え、給水装置工事申込みの手続きを行わなければなりません。

(2) 設計審査

指定店が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ市の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受けなければなりません（須賀川市水道事業給水条例第10条第2項）。

設計審査では、申込に必要な書類が揃っているか、また適正な箇所への記入・押印がされているかを確認します。別途「給水装置工事設計施工基準（以下、施工基準という。）」に則り、平面図、立面図等の審査を行います。

本市は、給水装置工事受付審査業務の一部を業者に委託しているため、審査は委託業者が行います。申込みは、1階水道お客さまセンター（以下窓口という。）でお願いします。

なお、当該業務については、給水申込が申請者と市長との給水契約であるとの観点から、上下水道部においても審査を行っている状況です。

(3) 工事の変更

給水装置工事申込において、変更があった場合には給水装置工事設計変更届により、手続きをする必要があります。

なお、変更届を提出するタイミングは、施工前にしてください。設計変更も申込時同様の審査を行いますので、事後手続きとならないように注意してください。

変更届を要する内容は、以下のとおりです。

- ア 分岐位置を変更する場合
- イ 配水管からの分岐以降メーターまでの管種、口径及び配管経路を変更する場合
- ウ 使用水量の増減により、メーター口径を変更する場合
- エ 給水方式を変更する場合
- オ メーター2次側(宅地側)において、水栓数や管の延長等が変更する場合
- カ 審査の際に付記した条件どおりに施工できない場合
- キ その他、上下水道部が必要と判断した場合

変更届を要する内容に該当するかどうかの判断が難しい場合は、窓口にご相談ください。

(4) 検査

指定業者は給水装置工事を竣工後に、工事検査を受けなければなりません（須賀川市水道事業給水条例第10条第2項）。

工程上、給水装置工事が竣工する前に通水したい場合や、分岐・分水工事を伴う場合には、中間検査という形で、必要な検査を受けてください。

竣工検査は、給水装置工事（同工事に伴う既設給水管の撤去や、審査の際に付記された条件等を含む）が竣工した時点で受けてください。

検査内容や申込方法は本マニュアルのP11を参照ください。

(5) 工事竣工後の竣工図の提出（転写）

竣工検査終了後、検査員からの訂正事項を反映させた竣工図を、検査後1週間以内に窓口へ提出してください。

全体的な申込から工事までの流れについては、本マニュアルP16の図1を参考にしてください。

2 申込書類の準備

給水装置工事の申込には、工事の種類や、給水方式に応じた書類の作成が必要になります。代表的なものは以下のとおりです（詳細は、本マニュアルP17の図2を参照）。

(1) 給水装置所有権変更届・・・給水装置所有者に変更があった場合に必要※

※書類作成上の注意点は、本マニュアルP10を参考にしてください。この場合、加入者を所有者に読替えてください。

(2) 連合給水装置総代人届・・・連合給水管を新設する場合、連合総代人を変更する場合に必要

(3) 連合給水装置権利関係変更届・・・連合給水管加入者の変更、その他連合給水装置に変更がある場合

(4) メーター口径計算書・・・φ30mm以上のメーターを設置する場合、φ25mm以下であっても、事業所・工場等で使用水量が多い場合に必要

(5) 各種確約書

ア 井戸水確約書・・・上水道以外に井戸水も使用する場合に必要

イ 既設管使用確約書・・・耐圧試験を実施していない既設井戸管や受水槽2次側配管等を使用する場合に必要

ウ 水圧不足確約書・・・末端給水栓で必要な残圧を確保できない場合に必要

エ 断水確約書・・・用途が一般住宅以外の場合に必要

オ 水道直結式スプリンクラー・・・水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合に必要
設備設置条件承諾書

Ⅲ 申込書類作成上の注意点

1 共通事項

(1) 設計

ア 給水装置工事主任技術者（以下、主任技術者という。）の責任のもと設計を実施してください。

イ 仮受付から許可（納入通知書の発行）まで、営業日換算で10日間程度は掛かりますので、着工日、引渡し日等を十分考慮した上で、申込書、その他必要書類を作成するようにしてください。

ウ 配水管や給水管から分水・分岐して引込む給水管は、原則一敷地当たり一箇所としてください。

ただし、一敷地が複数筆で構成されており、現況が塀などで仕切られ別の敷地と判断できる場合には、引込可能となる場合があります。また、一敷地が一筆の場合であっても、分筆すれば引込可能となる場合があります。

エ メーターは、原則止水栓付近に設置してください。相当の理由があつて設置できない場合は、離れた場所でも構いませんが、その場合は検針しやすい場所に設置するようにしてください。

オ 分岐～メーター間の施工においては、原則、ポリエチレン管で施工してください。但し、止水栓からメーター間の布設距離が2.0m以下の場合や、施工上の問題により困難な場合は、窓口と別途協議してください。また、将来の維持管理上のことを考慮し、出来る限り真っ直ぐに施工してください。

(2) 審査カード

ア 各欄の押印は不要です。

イ 担当者欄は、必ずしも主任技術者である必要はありませんが、現場の内容を熟知している方（こちらからの問い合わせに答えられる方）を選出してください。

ウ 施工基準どおりに施工できない場合は、改善及び説明事項欄にあらかじめ理由等を記入してください。

エ 申込者の連絡先は、こちらからの緊急の連絡にも対応可能な電話番号としてください。

(3) 申込書

ア 給水装置工事申込書は、申請者と市長との給水契約を意味するものでありますので、原則、申込者本人による署名により手続きしてください。法人の場合は、印鑑が代表者印となりますので、記名（スタンプ、印字など）でも構いません。個人の場合は、原則署名での手続きとしてください。

イ 右上の欄（工事の種類）は、新設の場合は緑、改造の場合は青、撤去の場合は黒で着色してください。

ウ 申込者欄にふりがなを記入してください。

エ 装置場所欄は、原則確定した地番を記入してください。申込み時点で確定していなければ、複数地番や、「〇〇番地の一部」と記入しても構いませんが、確定した時点でお知らせください。

- オ 土地所有者欄は、土地所有者からの署名が必要になります。また、以下の場合には別途、土地使用承諾書を作成してください。
- ①土地所有者が複数人いる
 - ②装置場所が複数筆ある
- カ 建物所有者欄は、申込者と建物所有者が違う場合に署名が必要です。同じ場合には空欄で結構です。
- キ 給水管分岐承諾欄は、他人の給水管から分岐する場合に、給水管所有者からの署名が必要です。
- ク 誓約書欄は、必ず申込者の署名が必要になります。
- ケ 寄付採納願欄は、配水管から分水・分岐する場合に署名が必要になります。連合給水管から分水・分岐する場合は該当になりませんので、注意してください。
- コ 道路占用手続委任願欄は、公道及び土地改良施設等を使用する場合に申込者の署名が必要になります。手続き方法や、添付書類は本マニュアルのP 14を参照ください。
- サ 代理人選定届は、申込者が市外在住者の場合に、市内在住の個人を代理人として選定する必要があります。選定するのは申込者であるため、記載欄には代理人ではなく、申込者本人がしてください。
- シ 施工者欄は、指定業者の代表者印及び主任技術者の自署が漏れていないか確認してください。
- ス 記事欄に次の内容を記入してください。
- ・用途や物件の名称（一般住宅以外記入）
＜例＞店舗：〇〇食堂、事務所：□□商事、アパート：コーポ△△
社宅、農業施設用給水 など
 - ・工期
 - ・その他、市が必要と判断した場合

(4) 平面図

- ア 申請図の上部を北とすることを原則とし、やむを得ない場合は、容易に北を確認できるように方位を表示してください。
- イ 配管する上で障害となる物（公共汚水桝、庭石、構造物等）を記入してください。
- ウ 位置図は、可能な限り最新の情報を反映させた上で、容易に給水装置工事場所を特定できるように作成してください。最新の情報で作成出来ない場合についても、公共施設や目印となる施設、国道・県道等の主要道路は記入するようにしてください。
- エ 工場や大型店舗等で、縮尺が小さく見づらくなる場合（特にメーター廻り）には、必要に応じて詳細図を平面図内に記入してください。図面に収まらない場合には、建物外部と内部に分け別紙で作成してください。
- オ TS継手、PE継手及び回転継手等の継手類については、特別な事情がある場合を除き記入不要とします。
- カ 縮尺は、1/100～1/500の範囲で作成し、止水栓・メーター等のオフセット図は適宜に作成してください。縮尺は図面ごとに記入してください。
- キ 給水管及び配水管の口径単位はミリメートルとし、単位記号はつけません。給水管の延

長の単位はメートルとし、同じく単位記号はつけません。なお、延長は少数第1位（少数第2位を四捨五入）までとしてください。

ク 道路掘削する場合は、道路の種別（舗装種別、歩車道区分、公道及び私道の区分）を記入してください。

ケ 管の口径が変化する地点については片落管の表示をし、前後に口径の表示をしてください。

コ 出入り口や駐車場を記入してください。

(5) 水理計算書及び立面図

ア 水理計算が間違っていないか提出前に確認してください。

イ ヘッダー工法の場合、ヘッダー流入部以降の給水栓は、同時使用率を考慮せずに計算します。

ウ 水理計算書に記入する立面図は、最末端までの経路で構いません。

エ 末端給水栓で、残存水圧が 0.03MPa/cm^2 (0.3kg/cm^2) 必要になります。

オ 水理計算書を省略できる場合がありますので、別紙「給水装置工事水理計算省略願ひ」の要件を確認してください。

カ 水理計算書の立面図には、平面図同様、継手類の記入は不要です。防護管の表示も不要です。

(6) 工事費明細書

ア 計上する内容は、配水管及び給水管からの分水・分岐からメーターまでです。メーターまで既設の場合は、工事費明細書は不要です。

イ 各欄の押印は不要です。

ウ 寄付採納に該当する場合、分水から第一止水栓までの工事費は、公私道内接工事費欄に記入してください。特に、道路内を長く配管する場合等に、道路占用の延長をそのまま記入してしまう場合がありますので、注意してください。

エ 使用する材料が正しく計上されているか、消費税率が間違っていないかなど、提出前に確認してください。

2 直結直圧式一新設

(1) 設計

ア 3階建て建築物へ直結で給水する場合は、別途「3階直結給水施工基準」の要件を満たしているか確認し、該当になる場合は市と協議が必要になります。

イ 配管経路が3階天井部を通る場合でも、給水栓が4階になれば3階直結給水の対象とします（4階扱いとはしません）。

ウ 3階建て建築物であっても、3階に給水栓が無ければ直結給水に関し協議の必要はありません。

エ 長沼地域で、 $\phi 13\text{mm}$ を設置する場合は、ショートメーターになります。施工にあたっては、メーター1次側に逆流防止バルブ（排水式）は設置せず、逆止弁付ボール止水栓を設置し、メーター2次側に水抜栓を設置してください。

オ 岩瀬地域で、 $\phi 13\text{mm}$ を設置する場合は、ショートメーターになります。施工にあたっては、カートリッジタイプで施工せず、メーター1次側に逆止弁付ボール止水栓を設置してください。

3 直結直圧式－改造

(1) 設計

ア 現況調査や申込者確認により既設の給水装置が把握しきれない場合は、別紙「給水台帳閲覧等申請書」により給水台帳を取得し確認するようにしてください。

イ 長沼・岩瀬地域は、既設メーター口径が $\phi 13\text{mm}$ である場合は、既設の許可水栓数を超えないときは同口径のメーターとしてください（須賀川市地域は施工基準どおりとする）。

(2) 申込書

ア 申込者が変更になる場合は、給水装置所有権変更届を提出してください。社名変更の場合も同様に手続きしてください。

イ 記事欄に次の内容を記入してください。

・改造内容

<例>改築に伴い既設給水装置を改造します。 など

・変更内容

<例>

	分水（分岐）	止水栓	メーター	水栓数
既設	HIVP $\phi 75 \times \text{PP } \phi 20$	$\phi 20$	$\phi 13$	7 栓
改造	HIVP $\phi 75 \times \text{PP } \phi 20$	$\phi 20$	$\phi 20$	9 栓

※メーター口径決定の基準となる水栓数に関しては、施工基準参照

4 直結直圧式－撤去

(1) 申込書

記事欄に、工事内容を記入してください。

<例>建物取壊しに伴い既設給水装置を撤去します。 など

(2) 水理計算書及び立面図

添付不要です。

5 直結直圧式－臨時

(1) 申込書

記事欄に工事内容を記入してください。

<例>現場用仮設事務所に給水します。 など

(2) 水理計算書及び立面図

水理計算省略願の要件に該当しない限り、作成してください。

(3) 工事費明細書

添付不要です。

6 水道直結式スプリンクラー設備

(1) 設計

ア 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書を提出してください。なお、提出にあたっては、申込者に説明し理解を得るようにしてください。

イ 停滞水が生じないよう末端部に排水できる器具を設置してください。

(2) 申込書

記事欄にスプリンクラー設備がある旨を記入してください。

(3) 平面図

通常の平面図とは別に、スプリンクラー用の平面図を作成してください。

(4) 水理計算書及び立面図

ア 消防設備士が作成した水理計算書を基に、建物内給水栓とは別にスプリンクラー用の水理計算書を作成してください。この場合、他給水栓は同時使用に含めないでください。

イ 消防設備士が作成した水理計算書には、スプリンクラーが正常に機能するための必要水圧が記載されていますので、末端水圧で確保するようにしてください。

ウ スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15ℓ/分（火災予防上支障のある場合は30ℓ/分）とする。

エ スプリンクラーヘッドが、最大4個同時に開放することを想定し計算してください。

7 受水槽式

(1) 設計

ア 受水槽の有効容量*が5 m³以上の場合は、準簡易専用水道又は簡易専用水道の手続きが必要になります。手続きは、原則給水装置工事申込前になりますが、遅くとも申込と同時にしてください。なお、使用しなくなった場合は廃止届を提出する必要があります。

※有効容量とは、最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量をいう。

※有効容量が5 m³以上は準簡易専用水道となり、10 m³以上は簡易専用水道となります。

イ 受水槽の有効容量は、一日最大使用水量（給水量）の2分の1の量とします。算定に当たっては、施工基準を参考にしてください。

ウ ポンプユニット、FMバルブ等のカタログを添付してください。

(2) 申込書

記事欄に、全容量（呼称容量）及び有効容量を記入してください。

(3) 平面図

- ア 受水槽平面図を別紙に作成してください。受水槽平面図には、平面図、断面図（2方向）、電極棒位置詳細図、近接壁までの離れを記入してください。
- イ 断面図には、高さ、幅、奥行き、最高水位（HWL）、最低水位（LWL）、吐水口空間及び排水口空間の各寸法、並びに各部の名称を記入してください。
- ウ 給水管は【赤】、受水槽2次側給水管は【緑】、オーバーフロー管及びドレン管は【青】で表示してください。

(4) 水理計算書及び立面図

- ア 水理計算には、標準水量（φ20であれば12ℓ/分）は使用せず、1日最大使用水量を使用してください。
- イ 一般住宅で1日最大使用水量が1t未満であれば水理計算省略願により、省略可能です。

IV 連合給水管

1 定義

(1) 連合給水管

水道事業者以外が配水管から分岐し布設した給水管で、2人以上が共用及び共有により使用する給水管

(2) 共用

連合総代人が連合装置の権利を所有し、連合給水管を使用する者が権利を借用し使用すること

(3) 共有

連合給水管を使用する者が連合装置の権利を所有し、連合給水管を使用すること

2 書類の作成

以下の書類を作成し、提出してください。

(1) 連合給水管を新設する場合

- ア 給水装置工事申込書
- イ 連合給水装置総代人届（総代人、加入者全員の署名）
- ウ 連合給水装置台帳
- エ 経過書
- オ 区域図

(2) 連合給水管を改造する場合

- ア 給水装置工事申込書
- イ 連合給水装置権利関係変更届（変更ある場合）
- ウ 連合給水装置台帳
- エ 経過書（変更ある場合）

オ 区域図（変更ある場合）

(3) 連合加入者が変更になった場合

- ア 連合給水装置権利関係変更届（総代人、新旧加入者の署名）
- イ 連合給水装置台帳
- ウ 経過書
- エ 区域図

(4) 連合総代人が変更になった場合

- ア 連合給水装置総代人届（新旧総代人、加入者全員の署名）
- イ 連合給水装置台帳
- ウ 経過書（変更ある場合）
- エ 区域図

(5) 連合給水装置を増やす場合

- ア 連合給水装置権利関係変更届（総代人、加入者全員の署名）
- イ 連合給水装置台帳
- エ 経過書
- オ 区域図

(6) 連合給水管の1装置当たりの水栓数を増やす場合

- ア 連合給水装置権利関係変更届（総代人、加入者全員の署名）
- イ 連合給水装置台帳

(7) 連合給水管から脱退する場合

- ア 連合給水装置権利関係変更届（総代人、新旧加入者の署名）
- イ 連合給水装置台帳
- ウ 経過書
- エ 区域図

(8) 上記各手続きにおいて連合総代人が不在の場合

- ア 連合給水装置総代人届（新総代人、加入者全員の署名）

3 書類作成上の注意点

- (1) 上記2(2)、(4)、(5)、(6)の手続きの際に、連合総代人が不在の場合は、上記2(8)のとおり手続きしてください。
- (2) 上記2(3)、(7)の手続きの際に、連合総代人が不在の場合は、新旧加入者及び脱退者の署名があれば、上記2(8)の手続きを省略しても構いません（総代人の印鑑も省略して構いません）。その場合、異動理由がわかる書類（登記簿、売買契約書等）を添付してください。

- (3) 上記2(1)の区域図は、台帳として使用しますので、色鉛筆など後から容易に消せるもので着色してください。
- (4) 上記2(1)以外の加入者全員から署名を要する手続きにおいては、加入者不在の場合には、不在者の氏名は代筆しても構いません（その旨を記入してください）。
- (5) 変更事由が相続の場合は、旧加入者の署名は不要です。代筆となります。この場合、異動理由がわかる書類は添付不要です。「死亡」等記入してください。
- (6) 権利変更の場合に、現在連合給水装置台帳に記載されている加入者と、旧加入者が相違している場合、旧加入者名は台帳記載の加入者名とします。この場合、変更事由が相続の場合は、上記(5)のとおり手続きし、それ以外の場合は、台帳記載の加入者から異動理由がわかる書類を添付してください。
- (7) 変更年月日は、実際の変更日を記入してください。

契約書や登記簿の日付

V 検査

1 検査の申込 ※お客さまセンターで対応

(1) 申込方法

給水装置工事検査申請書に検査毎の必要書類を添付の上、窓口へ提出してください。

メーターの出庫を希望する場合は、窓口備付けの「水道メーター台帳」（簿冊）に記入してください。既設給水管がある敷地においてメーターの出庫を希望する場合、須賀川市管工事協同組合に加入している指定業者に限っては、中間検査を省略して出庫します。

また、検査申請書には以下の点に注意し、各項目を記入してください。

- ア 検査申請書の給水装置設置場所は、申込書の装置場所と同じにしてください。
- イ 代表者印及び主任技術者の印鑑を押印してください。
- ウ 検査項目の該当する指定店欄をチェックしてください。

(2) 申込時の注意点

ア 検査時に特に検査員が確認する内容や、指示事項を申請書の特記事項欄に記入する場合がありますので、着工前又は受検前に確認するようにし、検査の手戻りにならないようにしてください。

イ 申込は遅くとも2日前にしてください。

ウ 長沼・岩瀬地域でφ13mmメーターを設置する場合は、ショートメーターになります。

2 中間検査 ※お客さまセンターで対応

(1) 必要書類

- ア 給水装置工事確認書（分水・分岐工事のみの場合は不要）
- イ 加入金・手数料に係る領収証書の写し
- ウ 一部竣工図
- エ 量水器取付・撤去 開栓・閉栓届（メーターを新設、取替える場合）

(2) 書類作成上の注意点

- ア 竣工図、一部竣工図には、立面図、オフセットを記入してください。分水・分岐工事の際は、既設配水管の埋設位置及び土被りを表示してください。
- イ オフセットは、別途「配水管及び給水管布設工事完成図に係るオフセット図作成基準」に準じて作成してください。
- ウ 量水器取付・撤去・開栓・閉栓届は、メーターを新設する場合は、取付・開栓に、メーターの増径などで既設メーターと取替える場合は、取付・開栓、撤去・閉栓に丸を付けてください。

3 竣工検査 ※お客さまセンターで対応

(1) 必要書類

- ア 給水装置工事確認書
- イ 中間検査時必要書類のイ、ウ
- ウ 竣工図
- エ 量水器閉・開栓・撤去伝票

(2) 書類作成上の注意点

- ア 竣工図は、検査員の指摘が無いよう、必ず現場を確認し作成してください。
- イ 給水装置工事確認書の内容は、主任技術者が行うべき職務を記載したのになります。主任技術者が現場を確認し、確認書の各項目の良否を判断してください。
- ウ 耐圧試験及び水質の確認は、検査当日に実施しますので未記入で結構です。
- エ 機能検査の良否については、通水後速やかに主任技術者が確認してください。
- オ その他、中間検査と同じです。

VI 占用工事

1 着工から完成までの流れ

道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用するとき、もしくは法定外公共物の土地又は水面を占用するときには、各管理者の許可が必要になります。

また、既に許可を受けている工作物等を撤去するにあたり、道路若しくは法定外公共物を掘削する場合も、各管理者の許可が必要になります。

給水工事申込において、占用手続きが必要な場合、上下水道部へ委任することができます。着工から完成までの流れは以下のとおりです。

(1) 市道

ア 道路管理者との事前協議【申込者】

本申請の際、記載内容に不備があった場合、再提出等に時間を要しますので、下記「イ」に記載の書類を持参のうえ、道路管理者と事前協議願います。

↓

イ 書類提出（給水装置工事申込書と合わせて）【申込者】

以下の書類を3部提出してください。

① 占用位置図

市道網図、場所、住所が記載された位置図

② 平面図、縦横断面図

必要に応じて、本復旧、仮復旧の断面図を作成してください。

③ 現況写真

既設管、占用物件（給水管、防護管等）、本復旧（仮復旧）範囲を表記

④ 保安計画図

⑤ その他管理者からの指示にあったもの

詳細については、道路管理者と十分協議のうえ、作成願います。

↓

ウ 書類審査（仮受付審査時に指摘事項があれば戻します）【上下水道部】

↓

エ 道路管理者へ道路占用許可申請書を提出【上下水道部】

↓

オ 道路占用許可書の受領【上下水道部】

↓

カ 道路占用許可書写しを指定業者へ交付【上下水道部】

↓

キ 警察署へ道路許可申請書を提出【申込者】

↓

ク 道路使用許可証の受領【申込者】

↓

～ 占用工事の着工、完成 ～

※ 以降、道路管理者へ着工届及び竣工届の提出が必要となりますが、水道施設課へ委任することにより、省略することができます。

(2) 県道

ア 道路管理者との事前協議【申込者】

※ 市道同様、事前協議願います。なお、着工・竣工届が必要になる等、市道と異なる箇所もあるので、十分に協議願います。

↓

イ 書類提出（給水装置工事申込書と合わせて）【申込者】

以下の書類を3部提出してください。

① 占用位置図

市道網図、場所、住所が記載された位置図

② 平面図、縦横断面図

必要に応じて、本復旧、仮復旧の断面図を作成してください。

③ 現況写真

既設管、占用物件（給水管、防護管等）、本復旧（仮復旧）範囲を表記

④ 保安計画図

⑤ その他管理者からの指示にあったもの

詳細については、道路管理者と十分協議のうえ、作成をお願いします。

↓

ウ 書類審査（仮受付審査時に指摘事項があれば戻します）【上下水道部】

↓

エ 道路管理者へ道路占用許可申請書を提出【上下水道部】

↓

オ 道路占用許可書の受領【上下水道部】

↓

カ 道路占用許可書写しを指定業者へ交付【上下水道部】

↓

キ 警察署へ道路許可申請書を提出【申込者】

↓

ク 道路使用許可証の受領【申込者】

↓

ケ 道路使用許可証写しを2部上下水道部へ提出【申込者】

↓

コ 道路管理者へ着工届を提出【上下水道部】

↓

～ 占用工事の着工、完成 ～

↓

サ 竣工届に必要な書類を2部上下水道部へ提出【申込者】

↓

シ 道路管理者へ竣工届を提出【上下水道部】

必要書類等の詳細については、道路管理者と十分協議のうえ、作成をお願いします。

(3) 法定外公共物・土地改良施設

基本的には市道と同じですが、添付書類に公図が加わります。

(4) 国道4号

事前に上下水道部と協議してください。

2 書類作成上の注意点

- (1) 当該給水管の配管経路上に他占有物件がある場合は、他占有物件とその離れも記入してください。
- (2) 他占有工事との同時施工のため、給水装置工事で本復旧を行わない場合は、道路占有内訳書の復旧面積欄に、他占有工事名と「本復旧施工までの間仮復旧となりますが、適正に管理いたします。」などの一文を記入してください。
- (3) 管上30cmは保護砂で埋戻してください。
詳細については、各管理者と協議及び許可条件を確認のうえ、作成をお願いします。

図1

給水装置工事の手続きフロー

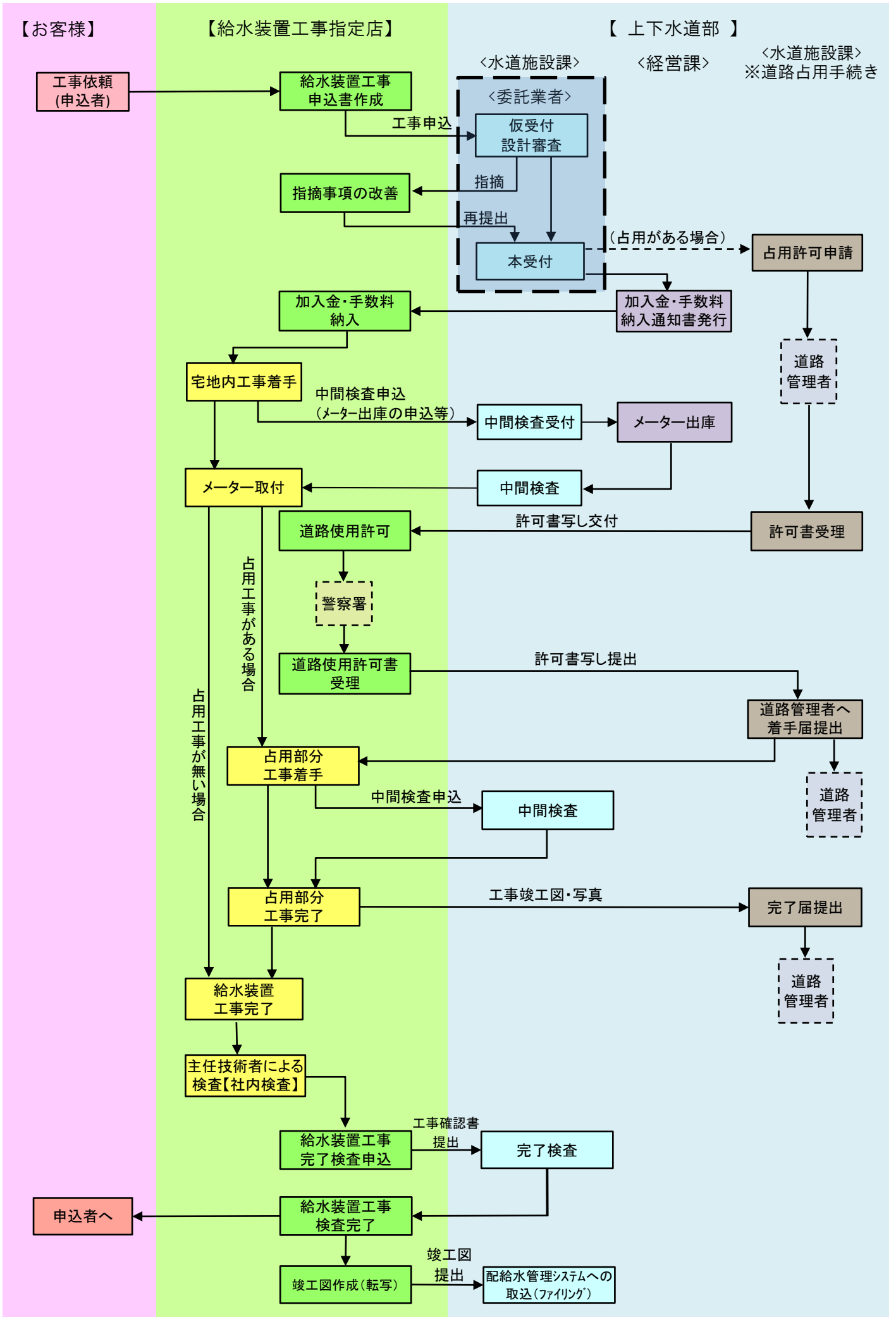


図 2

給水装置工事申込必要書類

書類の名称	工事等の種類				設計 変更	備 考
	新設	改造	撤去	臨時		
■ 審査カード	◎	◎	◎	◎		
■ 給水装置工事申請書	◎	◎	◎	◎		
・ 土地所有者承諾欄	○	○	○	○		給水装置を布設する土地の所有者が署名
・ 建物所有者承諾欄	△	△	△	△		給水装置工事申請者が建物の所有者と違うとき署名
・ 給水管分岐承諾欄	△	△	△	△		他人の給水管から分岐するときに署名
・ 誓約書欄	○	○	○	○		給水装置工事で第三者からの意義に係る誓約として署名
・ 寄付採納願欄	△	△	△			給水装置所有者が第1止水栓までを市に寄付するときに署名
・ 道路占用手続委任願欄	△	△	△	△		給水装置工事で道路占用手続を市に委任するときに署名
・ 代理人選定届欄	△	△	△	△		給水装置所有者が市内に居住しないときに代理人を選定し、署名
■ 給水装置工事検査申請書	◎	◎	◎	◎		
■ 図面	—	—	—	—	—	
・ 平面図	◎	◎	◎	◎	◎	
・ 位置図	○	○	○	○	○	平面図内に記載
・ オフセット図 ^{※1}	○	○	○	○	○	既設の止水栓・メーター・連合仕切弁及び撤去箇所などを記載
・ 詳細図	△	△	△	△	△	配管図(主にメーター廻り、建物内部配管)が見つからない場合
■ 水理計算書・立面図	▲	▲		▲	△※	※配管延長及び同時使用水栓数が変わる場合
・ 水理計算省略願	△	△		△		条件に合致すれば水理計算書の省略が可能
■ 工事費明細書	◎	◎	◎		△※	※当初設計内容から大幅に変わる場合
■ 給水装置所有権変更届	△	△	△			所有者に変更があった場合
■ 連合給水装置総代人届(変更)	△	△	△	△		連合給水装置の新設又は連合総代人の変更
■ 連合給水装置権利関係変更届 ^{※2}	△	△	△	△		連合給水装置の変更(改造、増設含む)
■ メーター口径計算書	△	△			△	φ30mm以上のメーターを設置する場合
■ 受水槽関連書類 ^{※3}	△	△		△		受水槽を設置する場合
■ 地上3階建築物の直圧給水に関する協議書 ^{※4}	△	△				地上3階建築物へ直圧にて給水する場合
■ 井戸水確約書	△	△		△		井戸併用の場合
■ 既設管使用確約書	△	△		△		既設井戸管等を使用する場合
■ 水圧不足確約書	△	△		△		末端水栓の残水圧が0.3kgf/cm ² を下まわる場合
■ 断水確約書	△	△		△		使用用途が一般住宅以外の場合
■ 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書	△	△		△		同設備を設置する場合
<p>凡例 ◎：添付必須、 ○：必須項目、 △：必要に応じて添付又は記入、 ▲：条件次第で省略可</p> <p>※1 オフセット図については、既設のものは申請時に計測し、記載すること。新設のものは、竣工時に計測し、竣工図に記載すること。</p> <p>※2 連合給水装置台帳、経過書、区域図を訂正し、添付すること。</p> <p>※3 容量が5m³未満の場合は、カタログ(仕様書)を添付すること。</p> <p>※4 申請前に、上下水道部と直圧給水の可否について協議すること。</p>						

第1号様式（第2条関係）

連合給水装置総代人届（変更）

年 月 日

須賀川市長

届出代表者

住 所

氏 名

電話番号

連合給水装置の加入者と総代人（は・に）次のとおり（です・変更がありました）
ので須賀川市水道事業給水条例（第6条・第20条）により届け出ます。

記

- | | | | |
|---|----------|-----------------|-----|
| 1 | 給水装置の所在地 | 須賀川市 | 番地 |
| | | 路 線 名 | 道 線 |
| | | 水栓番号 | |
| 2 | 給水装置の概要 | 別添設計図のとおり。 | |
| 3 | 給水装置の所有権 | 別添連合給水装置台帳のとおり。 | |
| 4 | 総 代 人 | | |

住 所

新総代人 氏 名

就任月日 年 月 日

住 所

前総代人 氏 名

解任月日 年 月 日

給水戸番	水栓番号	装置場所 須賀川市	
給水装置工事申込書		年 月 日	受付印
須賀川市長 申込者 住所 氏名 ふりがな		-----	
電話		-----	
須賀川市水道事業給水条例第9条の規定により工事を申込みます。		-----	
装置場所	須賀川市	新設・改造・増設	修繕・撤去
工事の種類			
土地所有者	住所 氏名	指定給水装置工事事業者名	
建物所有者	住所 氏名	施工者	
給水管所有者	住所 氏名	給水装置工事主任技術者	
分岐承諾書	住所 氏名	記事	
誓約書	本工事につき第三者の異議があっても市に対して迷惑をかけません。		
寄付採納願	配水管から第一止水栓までの装置を須賀川市に寄付致します。		
道路占用手続委任願	道路占用に関わる一切の権限を市に委任します。		
代理人	須賀川市水道事業給水条例第5条に基づき給水装置所有者代理人を次の者に選定します。		
選定届	代理人 住所 氏名	須賀川市	
仮受付	返送	年月日	年月日

上下水道部記入欄															
新設	課長	中間検査	竣工検査	増設	係長	修繕	撤去	新設	課長	竣工検査	増設	係長	修繕	撤去	
	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐		課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐
水道施設課		水道施設課		水道施設課		水道施設課		水道施設課		水道施設課		水道施設課		水道施設課	
給水装置の種類		給水装置の種類		給水装置の種類		給水装置の種類		給水装置の種類		給水装置の種類		給水装置の種類		給水装置の種類	
数量		数量		数量		数量		数量		数量		数量		数量	
単価		単価		単価		単価		単価		単価		単価		単価	
合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計	
設計		設計		設計		設計		設計		設計		設計		設計	
設計審査		設計審査		設計審査		設計審査		設計審査		設計審査		設計審査		設計審査	
竣工検査		竣工検査		竣工検査		竣工検査		竣工検査		竣工検査		竣工検査		竣工検査	
合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計	
課長		課長		課長		課長		課長		課長		課長		課長	
課長補佐		課長補佐		課長補佐		課長補佐		課長補佐		課長補佐		課長補佐		課長補佐	
用途		用途		用途		用途		用途		用途		用途		用途	
調定		調定		調定		調定		調定		調定		調定		調定	
加入金		加入金		加入金		加入金		加入金		加入金		加入金		加入金	
第 号		第 号		第 号		第 号		第 号		第 号		第 号		第 号	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
記事		記事		記事		記事		記事		記事		記事		記事	
所有者変更		所有者変更		所有者変更		所有者変更		所有者変更		所有者変更		所有者変更		所有者変更	
氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
住所		住所		住所		住所		住所		住所		住所		住所	
竣工年月日		竣工年月日		竣工年月日		竣工年月日		竣工年月日		竣工年月日		竣工年月日		竣工年月日	
工事の種類		工事の種類		工事の種類		工事の種類		工事の種類		工事の種類		工事の種類		工事の種類	
施工者		施工者		施工者		施工者		施工者		施工者		施工者		施工者	
備考		備考		備考		備考		備考		備考		備考		備考	

第3号様式（第5条関係）

給水装置工事設計変更届

年 月 日

須賀川市長

住 所

申込者 氏 名

電話番号

下記のとおり給水装置工事の設計変更をしたいので、須賀川市水道事業給水
条例施行規程第5条の規定により届け出ます。

記

申込受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 の 種 類	新 設 ・ 改 造 ・ 増 設 ・ 撤 去
給 水 装 置 工 事 場 所	須賀川市
指定給水装置工事事業者名	
設 計 変 更 理 由	

第4号様式（第5条関係）

給水装置工事申込み取消届

年 月 日

須賀川市長

住 所
申込者 氏 名
電話番号

下記のとおり給水装置工事申込みの取消しをしたいので、須賀川市水道事業給水条例施行規程第5条の規定により届け出ます。

記

申込受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 の 種 類	新 設 ・ 改 造 ・ 増 設 ・ 撤 去
給 水 装 置 工 事 場 所	須賀川市
指定給水装置工事事業者名	
取 消 理 由	

第 5 号様式 (第 9 条関係)

給水条例第 20 条に基づく用途変更届

年 月 日

須賀川市長

水栓所在地

使用者氏名

電話番号

須賀川市水道事業給水条例第 20 条第 2 号に定める用途を下記のとおり変更するので届け出ます。

記

- 1 変更前の用途 用
- 2 変更後の用途 用
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更理由等

5 使用量水器

メーカー	口径	m/m	番号	—
------	----	-----	----	---

- 6 精算方法 預金口座・納付 (納入通知書送付先が上記水栓所在地と異なる場合、その住所)

第6号様式（第9条関係）

給水装置所有権変更届

年 月 日

須賀川市長

住 所

届出者（新所有者）

氏 名

下記のとおり給水装置の所有権が変更になりましたので、須賀川市水道事業給水条例第20条により届け出ます。

記

- 1 給水装置所在地 須賀川市
- 2 変 更 年 月 日 年 月 日
- 3 変 更 理 由

4 所 有 者 新所有者 住 所
氏 名

電話番号

旧所有者 住 所
氏 名

第7号様式（第10条関係）

給水装置（水質）検査請求書

年 月 日

須賀川市長

住 所

請求者 氏 名

電話番号

給水装置場所 須賀川市

次の理由により（給水装置・水質）の検査を請求いたします。

理由（なるべく詳細に記入してください。）

給水装置工事検査申請書

下記給水装置工事について、関係図書を添えて完成検査を申込みます。

年 月 日 完成検査をお願いします。

須賀川市長

新改増修撤廃
第 号

申込書受 収	第 号	年 月 日	須賀川市	申込者氏名	検査日 年 月 日	検査員 (給水装置工事主任技術者) 氏名	完成	指定店	設計	完成	指定店	設計	完成
指定給水 装置工事 業者	店 名 代表者 氏名	給水装置 設置場所	検査項目	検査項目	検査項目	検査項目	完成	指定店	設計	完成	指定店	設計	完成
1	申込書 (記載内容確認)	整備済	給水施設設置	協議済	10	給水施設設置	協議済			19	溜水防止又は排水φ1/2以上	処理済	
2	図面 (設計内容・記号)	整備済	公共施設関係 (電話等)	協議済	11	公共施設関係 (電話等)	協議済			20	吐水量・水圧 (とおり)	済	
3	承諾書 (分岐・土地・構造物)	添付	道路占用 ()	許可済	12	道路占用 ()	許可済			21	給水管内の清掃	済	
4	基礎計算 (流量メーター口径)	正解	道路使用・交通規制	許可済	13	道路使用・交通規制	許可済			22	水質試験結果	良	
5	連合台帳 (総代理人届含む)	整備	中間検査 ()	合格	14	中間検査 ()	合格			23	(残留塩素0.1mg/l・臭い、味、色、濁り)	1分間 合格	
6	代理人 (工事・管理)	届 済	材料検査	合格	15	材料検査	合格			24	凍結・破裂・腐食防止処置	良	
7	誓約書 ()	添 付	竣工図 (現場照合)	提出済	16	竣工図 (現場照合)	提出済			25	路面復旧 (許可とおり)	良	
8	特殊器具取付承諾願	添 付	完成届	提出済	17	完成届	提出済			26	総合機能 (設計とおり)	良	
9	矢手前給水管寄付願	添 付	市納入金 (加入金工事費等)	納入済	18	市納入金 (加入金工事費等)	納入済						
技 術 管 理 者	課 長	課 長 補 佐	係 長	係 員	技 術 管 理 者	技 術 管 理 者	技 術 管 理 者	技 術 管 理 者	技 術 管 理 者	技 術 管 理 者	技 術 管 理 者	技 術 管 理 者	技 術 管 理 者
中間検査	年 月 日	器具製品名	完成検査	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員
特記事項			備 考										

1 検査目的・給水装置工事の主な事項についての設計内容審査と竣工検査である。
 2 記入方法・該当する項目は頭の数字を赤で○印する。
 3 検査調査保存期間は、最終判定が良となった日から3カ年間とする。

給水装置工事申込書 審査カード

指定店名		担当者	
申込者	電話（連絡先） （ ）		
工事場所	須賀川市		

（位置図・連合台帳・未・済）

第1次	月 日	（仮受付）
第2次	月 日	（本受付）
	指 摘 事 項	改善及び説明事項
管理係長	印	
書類審査	印	
技術審査	印	
アクアテクノ 須賀川 （委託業者）		

※ 改善及び説明事項はボールペンで記載し、必ず文面をもって回答すること。

工事費明細書 年月日

給水装置設置場所	申請者	施工者	名称	形状、寸法	数量	単位	単価	金額	摘要	名称	形状、寸法	数量	単位	単価	金額	摘要								
																	量給	水	器	BOX	栓			
公道内	私道内	接工事費	サドル分水栓			個																		
			止水栓			個																		
			ポリパイプ			m																		
			防護管			m																		
			砕砂			m																		
			(a) 小計			m																		
			掘削埋戻し			m																		
			残土処理費			m																		
			配管切断工			m																		
			舗装解体工			m																		
			分水穴掘削			箇所																		
			止水栓取付			箇所																		
			地中貫孔			箇所																		
			道路仮復旧			m ²																		
			道路本復旧			m ²																		
(b) 小計																								
(c) 小計																								
ビニールパイプ				(a) + (b)		m																		
公道内	私道内	接工事費	VP継手接合剤			式																		
			内外面被服鋼管		管材の60%		m																	
			鋼管継手接合剤		管材の80%		式																	
			ポリパイプ				m																	
								m																
			埋設シート																					
			水抜栓					個																
			水抜栓					個																
			水抜栓																					
			不凍散水栓																					
			吸気栓					個																
			不凍水栓					個																
			バール					個																
			材料費										労力費						間接経費		工事費合計		消費税合計	
			(d) 小計										(e) 小計						(d) + (e)		(c) + (f)			
(g) 直接工事費計										(h) 計														
設計費										諸経費						%		%		%				
運搬費										道路使用手続費						式								
										(g) + (h)														

給水装置工事水理計算省略願い

年 月 日

須賀川市長 様

指定給水装置工事工事事業者名

下記条件を満たしているので、水理計算を省略します。

記

給水装置工事申込者氏名	給水装置申込者住所		
	給水装置設置場所		
	須賀川市		
	各種条件	申請内容	満たしている場合は✓を記入
	建築物の水栓数が、10栓以内であること。		
	給水管分岐点水圧が、0.2Mpa (2.0kgf/cm ²)以上であること。		
	給水管分岐(分水)口径、敷地内給水管口径がφ20mm以上であること。		
	給水管分岐箇所より末端給水栓までの管延長が40m以内であること。		
	給水管分岐箇所と末端給水栓の高低差が+5.5m以内であること。		
	2階に給湯器等(特殊器具)が設置されていないこと。		
	2階の給水栓数が4栓以下であること。		

※竣工前に申請内容が変更となった場合は、水理計算書を提出し適正な口径の管を布設します。

備考

連合給水装置権利関係変更届

年 月 日

須賀川市長

届出者（連合給水装置総代人）

住 所

氏 名

下記のとおり、当該連合給水装置の権利関係が変更になりましたので届け出ます。

記

- 1 連合給水装置所在地 須賀川市
- 2 水 栓 番 号
- 3 変 更 年 月 日 年 月 日
- 4 変 更 事 由

- 5 変更関係者確認書 下記のとおり
- 6 添付関係書類 (1) 変更後の連合給水装置台帳
(2) 流量計算書

変更関係者確認書第 1 / 号

加入者 番号	変更関係者		変更概要				備考
	氏名	住所	年月日	変更前	変更後	変更事由	
備考							

連合給水装置台帳

水栓番号	給水装置所在地	竣工番号	竣工年月日			
	から まで		. . .			
総代人 (市内在住者)		装置所有形態				
氏名	住所					
		1 専有	2 共有 人			
所有者氏名住所第一号 (共有者計 共用者計)						
所有者 番号	氏名	住所	所有者 番号			
概要平面図						
公道占用状態		工 事 経 過				
占用名義者氏名住所		工種	申込年月日	竣工年月日	受付 番号	施工者
須賀川市長				
占用名義者と所有者の関係		占用許可				
		年 月 日				
		号				
				

連合給水装置所有(分水)権 明細書

経費負担方法		計算方式			単 位 分 水 量						
共有・共用者別内訳第一号											
計算図	測点	地盤高 m	区間口径 mm	区間距離 m	区 間 給水能力	分 水 位 置	所有・分水 権 利	分水位置 水圧 kg/cm ²	権利 形態	所有者 番 号	摘要

備 考

記入方法 1. 地盤高は配水管の分水点地盤高を+ m と仮定し、これを基準高として表すこと。 2. 水圧は水頭ー地盤高の有効水頭をkg/cm ² で表すこと。	所有(分水)権明細書作成者						
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;">作成月日</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black;">氏 名</td> <td style="width: 25%; border: 1px solid black;">主任技術者 登録番号</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;">第 号</td> </tr> </table>	作成月日	氏 名	主任技術者 登録番号			第 号
作成月日	氏 名	主任技術者 登録番号					
		第 号					

給水台帳閲覧等申請書

年 月 日

須賀川市長 様

申請者 住所

氏名(法人の場合は名称及び代表者名)

担当者氏名(法人の場合)

所有者との関係: 本人 家族 使用者 管理者 代理人

次の事項を遵守し、給水台帳の閲覧等を申請します。

- (1) 取得した個人情報、下記目的以外には利用せず、また第三者への漏えいがないよう適正に管理します。
- (2) 写しの交付を受けた場合、その写しが不要となったときには速やかに破棄します。
- (3) 本申請に関し、所有者、第三者または市に損害を与えたときは、その損害の全てについて申請者の責任において解決します。
- (4) 委任状は、委任者本人が記入・押印します。

給水装置の所在及び所有者の氏名	水栓番号	申請区分
須賀川市		<input type="checkbox"/> 給水台帳の閲覧
氏名(法人の場合は名称及び代表者名)		<input type="checkbox"/> 給水台帳写しの交付
申請理由(利用目的)		
<input type="checkbox"/> 給水装置工事 <input type="checkbox"/> 配管状況調査 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> その他()		

本人確認の方法 ※水道施設課確認欄				
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 資格証	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 社員証(本人写真付)
<input type="checkbox"/> その他()				

※申請者が代理人の場合にのみご記入ください。

委任状

私は _____ を代理人と定め、
給水台帳の閲覧及び写しの交付を受ける権限を委任します。

委任者
(給水装置所有者)

住所

氏名(法人の場合は名称及び代表者名)

印

給 水 装 置 工 事 確 認 書

指定給水装置工事業者規定第14条第1項の工事検査の申請に係り給水装置工事を確認したので報告します。

確認日	工事場所	申込者	水栓番号	指定給水装置 工事指定業者	
・				給水装置工事 主任技術者名	

1 書類確認

項 目	確 認 の 内 容	判 定 結 果
位 置 図	・ 工事個所が確認できるように、道路及び主要な建物等が記入されているか。	良 ・ 否
	・ 工事個所が明記されているか。	良 ・ 否
平面図及 関連図	・ 方位が記入されているか。	良 ・ 否
	・ 建物の位置、構造がわかりやすく記入されているか。	良 ・ 否
	・ 道路種別等付近の状況が分かりやすいか。	良 ・ 否
	・ 隣接家屋との境界が記入されているか。	良 ・ 否
	・ 分岐部のワレットが記入されているか。	良 ・ 否
	・ 平面図には配管工事が分かりやすく記入されているか。	良 ・ 否
	・ 隠ぺいされた配管部分が明記されているか。	良 ・ 否
	・ 各部の材料、口径、延長が記入されているか。	良 ・ 否
	・ 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されているか。	良 ・ 否
	・ 構造材質基準に適合した適切な施工方法か。	良 ・ 否

2 現地確認

種 別	項 目	確 認 の 内 容	判 定 結 果
屋外検査	1 分岐部ワレット	・ 正確に測定されているか。	良 ・ 否
	2 メーター、止水栓	・ 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく水平に取付られているか。	良 ・ 否
		・ 設置されたメーターは間違いなく使用者のものか。	良 ・ 否
		・ 検針、取替時に支障がないか。	良 ・ 否
		・ 止水栓の操作に支障がないか。	良 ・ 否
		・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないか。	良 ・ 否
3 埋設深	・ 所定の深さが確保されているか。(埋設深 . m)	良 ・ 否	
4 管延長	・ 竣工図と整合しているか。	良 ・ 否	
5 筐、ボックス類	・ 傾きがないこと、及び設置基準に適合しているか。	良 ・ 否	
6 止水栓	・ スピンドル位置がボックスの中心にあるか。	良 ・ 否	
配管検査	1 配 管	・ 延長、給水用具等の位置が竣工図と整合しているか。	良 ・ 否
		・ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないか。	良 ・ 否
		・ 配管の口径、経路、構造等が適切であるか。	良 ・ 否
		・ 水の汚染、破壊、侵食及び凍結等を防止するための適切な措置がなされているか。	良 ・ 否
		・ 逆流防止のための給水用具の設置、吐出し口空間の確保がなされているか。	良 ・ 否
・ クロコケシヨンになっていないか。	良 ・ 否		
2 接 合	・ 適切な接合がなされているか。	良 ・ 否	
3 管 種	・ 性能基準適合品を使用しているか。	良 ・ 否	
給水用具	1 給水用具	・ 性能基準適合品を使用しているか。	良 ・ 否
	2 接 続	・ 適切な接合がなされているか。	良 ・ 否
受 水 槽	吐出口空間の測定	・ 吐出口と越流面との位置関係の確認を行うこと。	良 ・ 否
機 能 検 査		・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放水し、メーター経由の確認及び給水用具の吐出量、作動状況などについて確認し、異常がないか。	良 ・ 否
耐 圧 試 験		・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどがないか。(試験水圧 Mpa)	良 ・ 否
水質の確認	1 残留塩素の確認	・ 0.1mg/l以上であるか。	. mg/l
	2 臭気	・ 観察により異常がないか。	良 ・ 否
	3 味	・ 観察により異常がないか。	良 ・ 否
	4 色	・ 観察により異常がないか。	良 ・ 否
	5 濁り	・ 観察により異常がないか。	良 ・ 否

確 約 書

年 月 日

須賀川市長 様

申込者 住所
氏名

水道法施行令第6条第1項第6号に基づき、私が現在使用している井戸水及び井戸水給水管と市水道給水管は、接続できない事について承認致します。

給水装置所在地

確 約 書

年 月 日

須賀川市長 様

申込者 住所
氏名

既設管及び器具を、上水道給水装置として使用したいので、既設管及び器具が「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の材質基準」に適合しているか確認のうえ工事を行います。

なお、支障が生じた場合には申請者の責任において処理し、市には一切の責任を問わないことを確約致します。

給水装置所在地

確 約 書

須賀川市長 様

申請にあたり、別紙のとおり流量計算したところ、計画水圧では必要残存水圧を得ることができないが、直結給水とする。

尚、これによって水圧・水量等の不足が生じても自己の責任において処理する事とし、市に対して一切ご迷惑かけない事を確約致します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

給水装置所在地

確 約 書

須賀川市長 様

() 建築に当たり直結給水とするが、断水又は、停水時においては、自己責任にて処理することとし、市に対して一切ご迷惑かけない事を確約致します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

使用者 住 所
氏 名

給水装置所在地

水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

年 月 日

須賀川市長 様

申請人 住 所
氏 名

水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾します。

記

- 1 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、御市に一切迷惑を掛けません。
- 2 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、上記1のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させます。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記1、2の事項について譲受人に熟知させます。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動が生じても、市に一切迷惑を掛けません。

土地使用承諾書

年 月 日

須賀川市長 様

申請者 住 所
氏 名

給水装置工事申込みに伴う給水管の布設について、下記当該箇所に布設することを下記の通り当該箇所の土地及び建物の所有者から承諾を得ましたので、届出します。

なお、本件につきましては、申請者の責任で処理し、市に一切の迷惑をおかけいたしません。

布設箇所地番	占用物件	土地及び建築物所有者		備考
		氏名	住所	

(注意)

- 1 布設箇所、所有者氏名欄の記入は、必ず所有者が署名すること。
- 2 この署名について紛争が生じた場合には、いかなる理由があっても申請人が全て責任を負うものとする。

3階直結給水施行基準

(目的)

第1条 この基準は、3階建て建築物へ直結で給水する場合の給水装置の設計及施工に関して必要事項を定め、小規模受水槽の衛生問題解消と給水サービスの向上に関して必要事項を定め、小規模受水槽の衛生問題解消と給水サービスの向上を図ることを目的とする。

なお、この基準に明記されていないものについては、「給水装置工事設計施行基準」(以下「施行基準」という。)によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 専用住宅とは、専ら居住用に供する建築物をいう。
- (2) 集合住宅とは、専用住宅を集合した建築物をいう。
- (3) 店舗等併用住宅とは、居住用に供する部分と店舗、事務所等の用に供する部分を併用した建築物をいう。
- (4) 業務用ビルとは、店舗、事務所等の用に供する建築物をいう。

(適用範囲)

第3条 給水区域内の3階建て建築物で次の条件に適合しているものに限り認めるものとする。

(1) 対象区域

対象区域は、水道事業の定める計画最小動水圧が0.25MPa(2.5kgf/cm²)以上確保できる区域または配水管等の分岐箇所における水圧が0.25MPa(2.5kgf/cm²)以上を年間確保できる見込みがある区域とする。

(2) 分岐対象配水管等

口径75mm以上の配水管等の管路であること。ただし、口径75mmの場合は、管網が形成されている管路であること。

(3) 分岐給水管口径

給水管の取り出し口径は、25mm以上50mm以下とする。

(4) 対象建築物

ア 専用住宅

イ 集合住宅

ウ 1日最大使用水量10m³以下の店舗等併用住宅

エ 1日最大使用水量10m³以下の業務用ビル

オ その他市長が認めたもの

(5) 給水栓の設置高さ

建築物最上階の給水栓等の設置高さは、分岐しようとする配水管の地表面から8.5m以下とする。

(給水装置の設計)

第4条 給水装置の設計は次により行うものとする。

(1) 事前協議

3階直結給水を行う場合には、3階直結給水事前協議申請書を市に提出し事前協議を行うこと。

(2) 設計水圧

設計水圧は、0.25MPa(2.5kgf/cm²)とする。

(3) 設計水量及び損失水頭

ア 給水装置の設計にあたり、施行基準の表1から表7及び表9の定めにより、設計水量及び損失水頭を求めるものとする。

イ 末端給水栓において、残存水圧を0.05MPa(0.5kgf/cm²)以上確保すること。

(4) 水道メーター

ア 水道メーターは、使用水量に応じた適正範囲の口径を選定すること。

イ 水道メーターは、地付けで、かつ、検針し易い場所に設置すること。

(5) 水抜き栓

水抜き栓は、直接操作型または遠隔操作型を設置すること。

(6) 空気弁

立ち上がり管の最上部には空気弁を設置すること。

(7) 立ち上がり管

立ち上がり管は、建築物外部またはパイプシャフト内に配管し、管の固定、保護を行い修繕が容易にできるようにすること。

(受水槽方式からの変更)

第5条 給水方式を受水槽方式から直結給水方式に切り替える場合は、前各条に基づくとともに次の条件に適合していること。

(1) 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条の給水装置の構造及び材質の基準に適合したものであること。

(2) 既設給水設備の配管形式が明確であること。

(3) 既設給水設備の配管材料が劣化による漏水等の心配がなく、耐水圧が十分に確保できるものであること。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成14年1月1日から施行する。

給水管寄附採納基準

(目的)

第1条 この基準は、須賀川市水道事業が事業計画を円滑かつ合理的に推進するため、有効に活用できる既設給水管の寄附採納について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において掲げる用語の意義は、次に定めるものとする。

- (1) 「配水管」とは、水道事業が布設する給水用の水道管をいう。
- (2) 「給水管」とは、水道事業以外が布設したもので、上記配水管から分岐し給水を受けるための水道管をいう。

(寄附要件)

第3条 水道事業管理者の権限をもつ市長（以下、市長という）は、寄附の申し出があった給水管において、次の各号すべてに該当する場合は譲り受けることができる。

- (1) 水道施設の技術的基準を定める省令に基づく要件を備えていること。
- (2) 公道内に布設されたものであること。
- (3) 工事の図面や使用資材、工事に要した費用などが確認できる書類があること。
- (4) 口径50ミリメートル以上の連合給水管及びこれに付随し一体となっている給水管の第1止水栓までが対象であること。
- (5) 配水管から原則T字管類を用い、分岐されたものであること。
- (6) 対象地の給水装置工事が概ね完了し、権利が個人に譲渡されていること。
- (7) 原則権利者全員の同意書があること。
- (8) 引き渡し時の状態で市が維持管理する事に同意していること。

(寄附の費用)

第4条 移管は無償譲渡による寄附採納とする。その他、移管に際し費用が発生した場合についても水道事業者は費用負担をしないものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めのないもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年9月1日から適用する。

配水管及び給水管布設工事完成図に係るオフセット図作成基準

1 目的

オフセット図は、維持管理上重要な配水管の布設位置や付属設備等の設置を明確にするためのものであり、この基準は、工事完成図のオフセット図を作成する際のオフセット測量の方法及び図面の作成の方法を定めるものである。

2 オフセット測量の方法

(1) 配水管、付属設備^{*}及び給水管の測点

ア 配水管

(ア) 工事始点・終点の測点は、既設管との接合点とする。また、工事始点・終点が T 字管の場合は分岐点とし、片落管の場合は既設管との接合点とする。

(イ) T 字管の測点は、T 字管の分岐点

(ウ) 片落管の測点は、小口径側の接合点

(エ) 切廻し、伏越し、上越しなどの占用位置が変わる箇所等の測点は、曲管の折れ曲り点（以下「折れ曲り点」という。）折れ曲り点は、配管図にオフセット位置を旗上げ表示し、上段に「OFF」と記載する。

イ 付属設備

(ア) 仕切弁類の中心点

(イ) 空気弁類の中心点

(ウ) 消火栓類の中心点

(エ) 付属構造物のマンホール蓋の中心点

(オ) 排水設備の測点は、配水管布設工事に準ずる。

(カ) その他必要な付属設備

※配水管及び付属設備に係るオフセットについては、上下水道部の特別の指示が無い限り測定しないものとする。

ウ 給水管

(ア) 分水又は分岐点は、既設管との接合点とする。

(イ) 止水栓類の中心点

(2) 基点・基線の選定

測点、側線を代用する基準点、基準線の選定にあたっては、永久性の高い地物を対象にする。

永久度による選定の基本順位は、次によるものとする。

【基点の選定順位表】

永久性 順位	地物名称	永 久 度 合		
		← 1	2 →	3 →
1	境界石・境界線	公設境界石、縁石	私設境界石、私設縁石	雨水桝、舗装止コンクリート、構造体縁石
2	橋梁・護岸	新設のコンクリート、橋又は鋼橋、橋台、護岸壁	古いが構造強固な橋、完全施工の護岸	木橋、一般の石積
3	建物・構築物	新設のビル及びコンクリート擁壁、ブロック擁壁	一般のビル、強固な擁壁	一般家屋、門柱
4	マンホール	新設された大形マンホール（NTT・電力・下水）、	NTT，電力マンホール，下水マンホール	その他のマンホール
5	電柱・信号機	新設コンクリート柱、新設信号機	古いコンクリート柱、街路灯（公設）、信号機	私設街路灯

(3) オフセット測量

ア オフセット測量は、原則として基点2点より測点までの水平距離を測定する方法とする。

また、基点間距離（基線）を測定する。

イ オフセット測量の測定距離は、20m以下の長さを原則とする。

また、精度を高めるため、鋭角(30°以下)、鈍角(120°以上)はできるだけさけるものとする。

ウ 道路境界杭を基点とするのが困難な測点については、将来撤去されるおそれの無い私道の折れ曲り点、近隣のマンホール等から測定する。

道路境界杭を基点とした測点からの水平距離を順次測定し、オフセット図に記載する。

エ 私道のU字溝、桝を基点とする場合は、道路境界側とする。

3 オフセット図面の作成方法

(1) オフセットの記載

本管布設工事等のオフセットは、原則として完成図の縮尺 1/500 平面図に記載する。

(2) オフセットの別図作成及び縮尺

記載寸法等が判別しにくくなる場合は、別途にオフセット別図を作成する。詳細図の縮尺は、1/200 を標準とする。

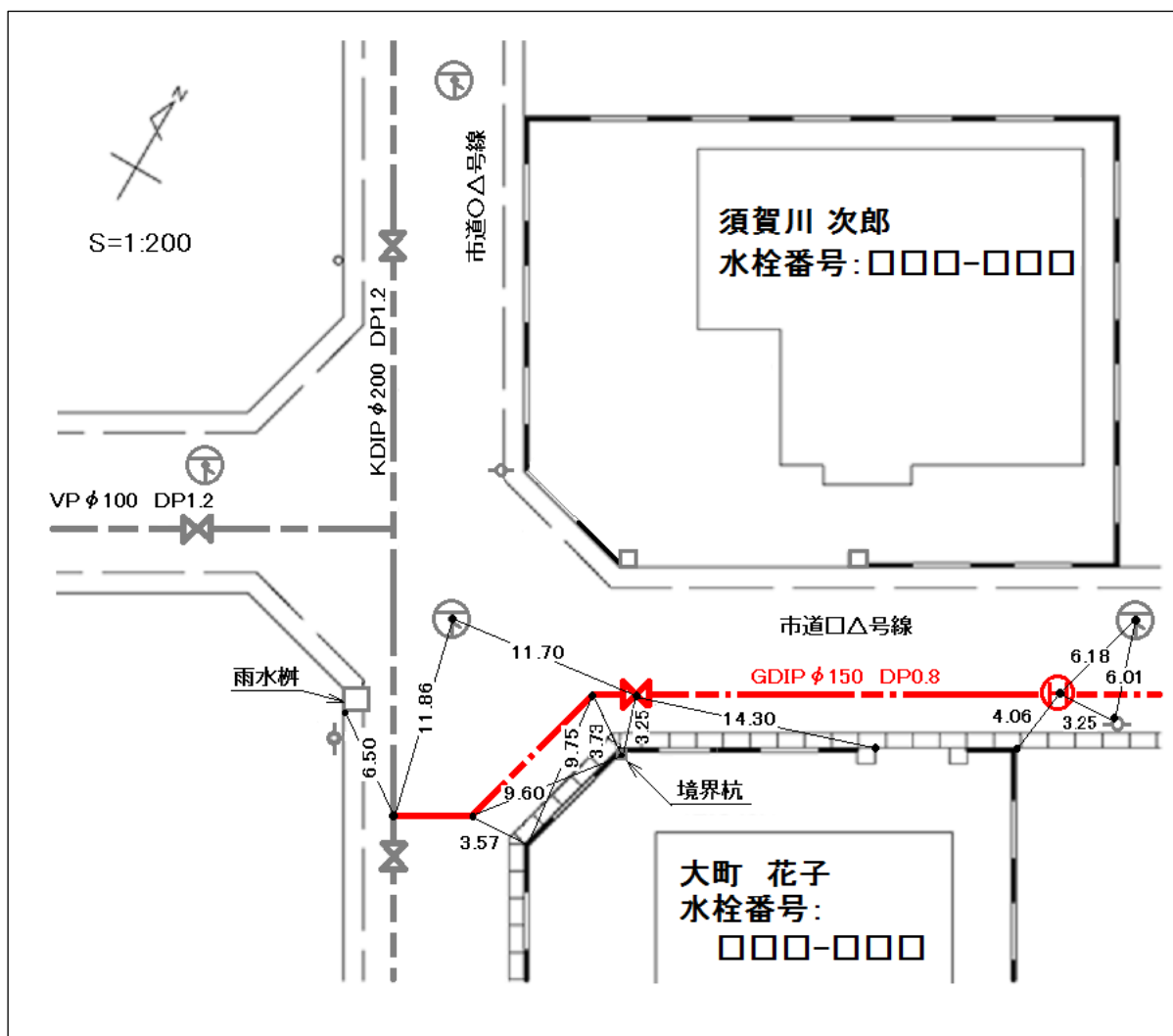
また、私道布設工事の縮尺は、1/500 を標準とする。

(3) 配管図へのオフセット旗上げ

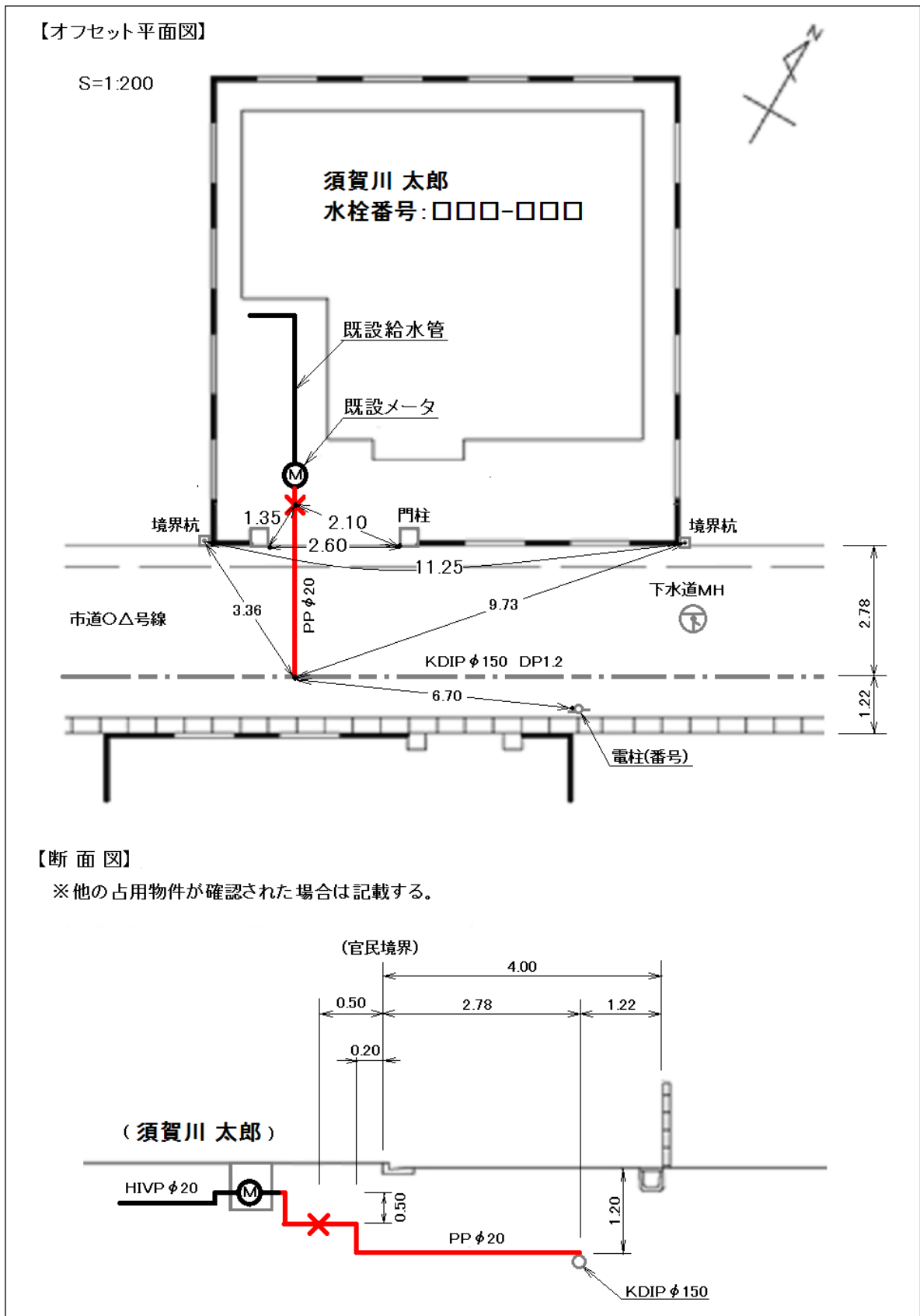
切廻し、伏越し、上越し、占用位置が変わる箇所等で測定した箇所は、配管図にオフセット位置を旗上げ表示し、上段に「OFF」と記載する。

4 オフセット図面の作成例

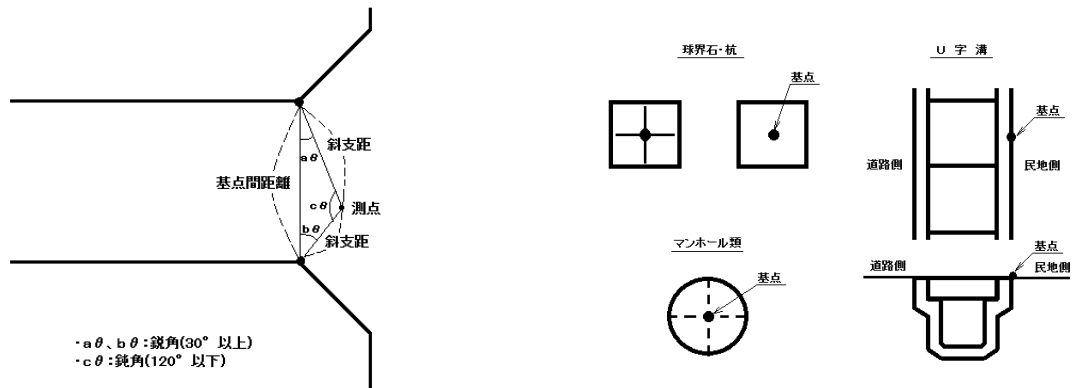
(1) 配水管オフセット図 (配水管及び付属設備に係るオフセットについては、上下水道部の特別の指示が無い限り測定しないものとする。)



(2) 給水管オフセット図



5 基点、基線の位置



6 オフセット図に用いる記号

名 称	記 号	名 称	記 号	名 称	記 号
基準点	●	NTTマンホール	⊕	U字溝	≡
仕切弁	⊗	電力マンホール	⊖	雨水枡	⊔
止水栓	⊗	電柱	○	コンクリート擁壁	▨
メータ	Ⓜ	信号機	●	石積	△△△△
消火栓	Ⓜ	街路灯	◐	コンクリートブロック塀	▬
空気弁	Ⓐ	ガードレール	●●●●	門柱	□ □
下水マンホール	Ⓣ	樹木	☼	傾斜面	≡

7 適用年月日

平成27年4月1日

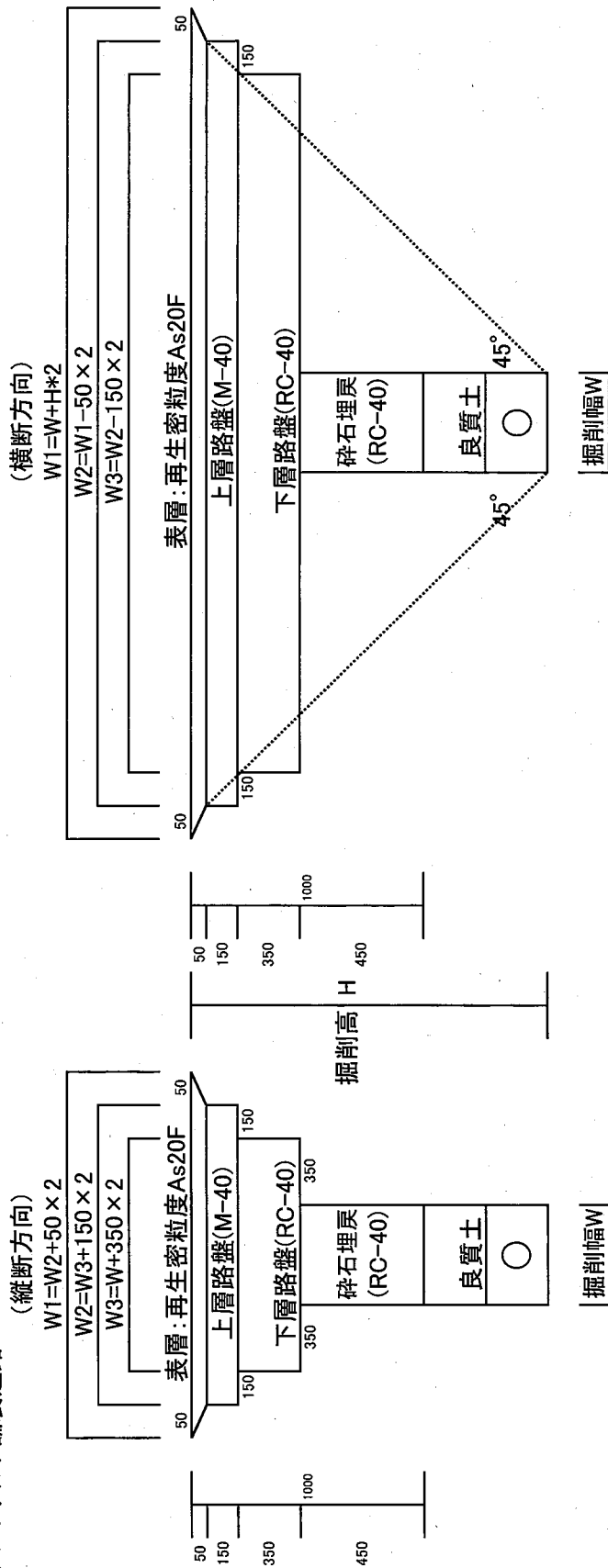
【道路占用工事の本復旧について】

一般条件

- ※本復旧にかかるアスファルト舗装切断工は、すべて傾斜式道路カッターを使用すること。
- ※I・II級幹線の本復旧については、半断面、全面もしくは1車線復旧とする。
- ※その他の市道の本復旧については舗装切断予定箇所から、残り舗装部がL=1.2m未満の場合はその箇所も本復旧すること。
- ※施工目地(旧切断箇所)についても、残り舗装部がL=1.2m未満の場合も同様である。
- ※交差点の本復旧については、隅切りも含め全面若しくは1車線とする。(詳細は別途協議すること。)
- ※片側2車線道路(市道 I-20・I-11・I-16号線等)は原則推進工法とし、別途協議とする。

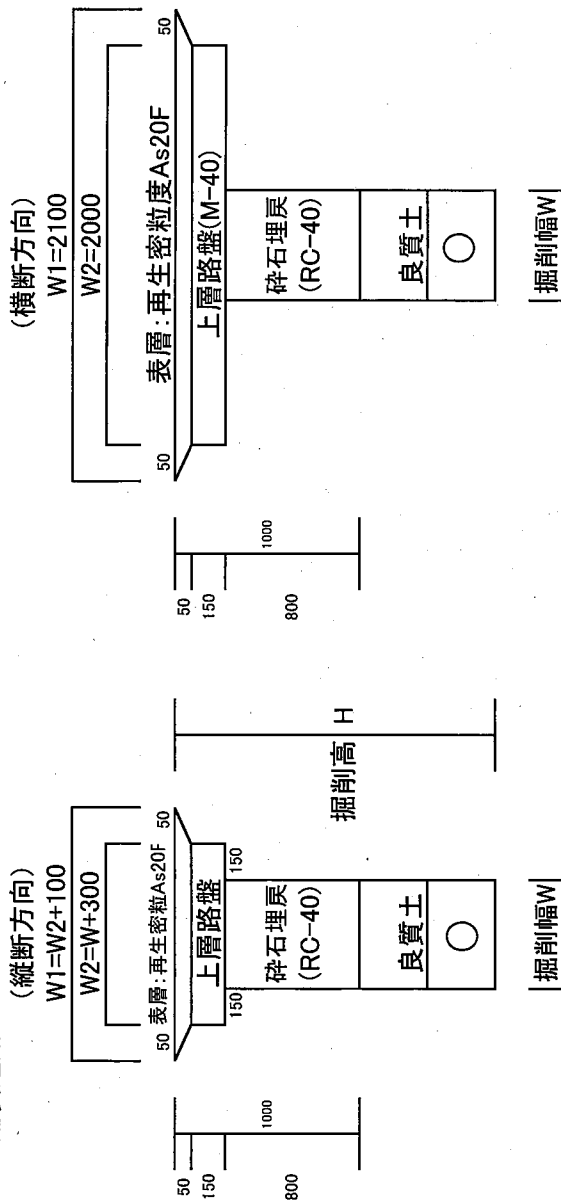
車道部【I・II級幹線(市道〇-〇路線)】

①アスファルト舗装道路



車道部【その他市道(市道○○○○路線)】

①アスファルト舗装道路

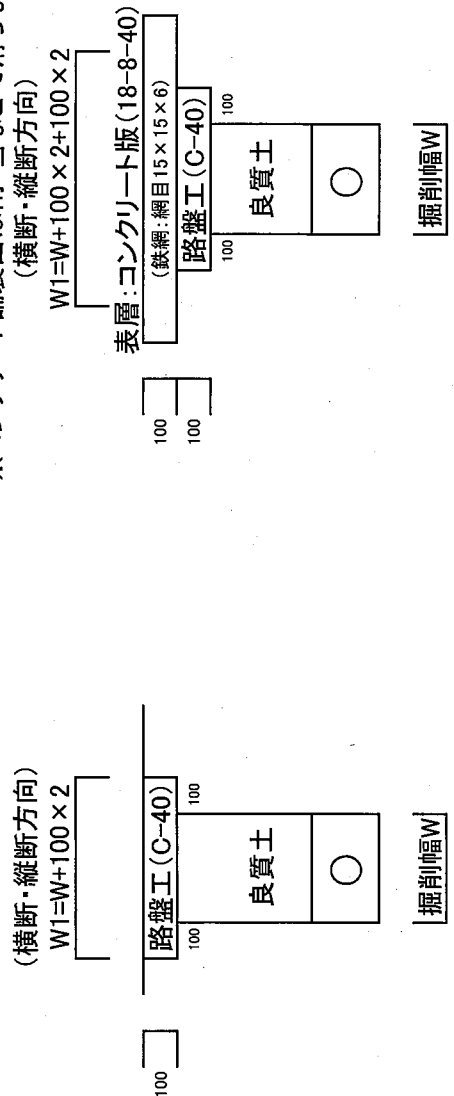


②砂利道路

※図面表示を「敷き砂利工」×「路盤工」◎とすること。

③コンクリート舗装道路

※コンクリート部には鉄網(網目 $15 \times 15 \times 6$ SD295)等を設置すること。
 ※延長が長い場合はコンクリート目地板(エラストイト等)を設置すること。
 ※コンクリート舗装面は雨・雪などで滑らないように滑り防止とすること。

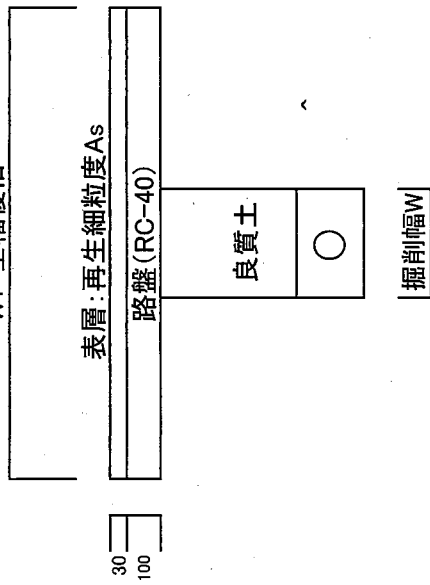


歩道部【すべての市道】

①アスファルト舗装(歩道一般部)

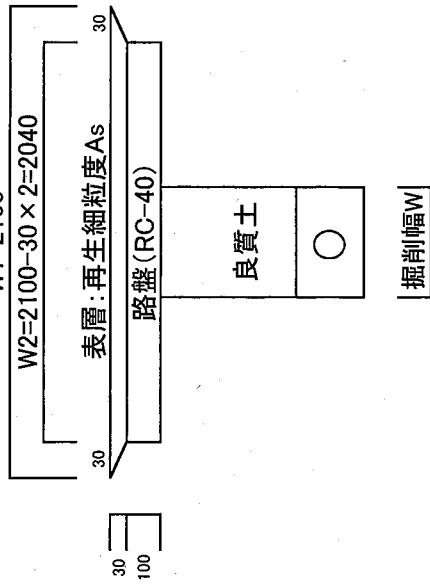
(縦断方向)

W1=全幅復旧



(横断方向)

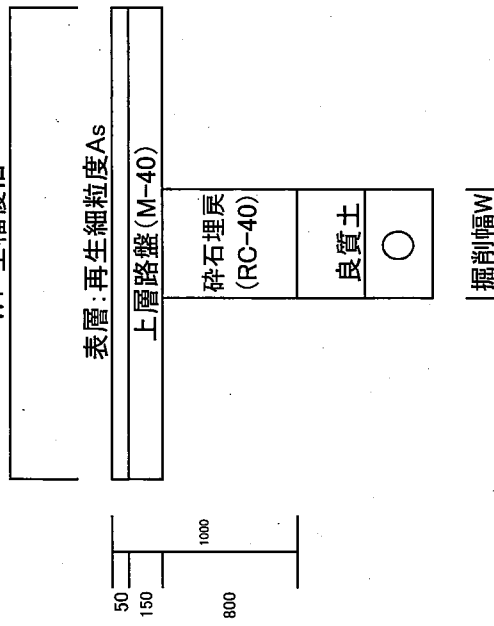
W1=2100



②アスファルト舗装(歩道乗入部)

(縦断方向)

W1=全幅復旧



(横断方向)

W1=2100

